

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

減価償却資産を巡る最新判決



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

今回は平成30年以降の法人税の判決の中から、減価償却資産の取得時期と耐用年数について争われた事例をご紹介します。

II. 請負契約による機械装置の取得時期/翌事業年度に行われた検収

平30.3.6 東京地裁 (棄却) (控訴) Z888-2211
平30.9.5 東京高裁 (棄却) (上告及び上告受理申立て) Z888-2212

1. 事案の概要

本件は、原告が、工場に設置した機械装置について、平成25年3月期に取得したとして、減価償却費等を計算し損金の額に算入したところ、豊橋税務署長から、原告は本件機械装置を平成25年3月期終了の時に取得していないとして法人税等の更正処分等を受けた事案です。

2. 東京地裁の判断

本件のように機械装置等を特定の場所に設置し、これを稼働させることを目的とする請負契約は、請負人において、当該機械装置等を設置すべき場所に物理的に設置するのみならず当該機械装置をその使用目的に沿って使用することが可能な状態にすることが当然に予定されているといえる。そうすると、注文者が請負人から引渡しを受けたというためには、請負人において当該機械装置等の物理的な設置及び所要の調整作業等を完了した上で、注文者による当該機械装置等が所期の性能を有することの確認等が必要であると解すべきである。

前提事実によれば、本件請負契約の内容は、①A社が機械装置を製造・納入し、②原告がA社と共に全ての機能が問題なく動作するかを確認し、③その確認後、原告が検収書に押印することにより、機械装置の検収が完了(成立)し、④当該検収と同時に成果物の引渡しがあったものとされ、⑤原告が

A社に契約代金の全額を支払った時に、機械装置の所有権がA社から原告に移転するとされている。

本件機械装置については、平成25年2月20日には機械装置の設置及び関係者による立会いが完了していたものの、その翌日以降に不具合が生じ不具合の調整や改善が必要となったために、A社において機械装置の調整等を継続した結果、同年5月に入り、安定して稼働するようになったことから、A社が改めて原告に検収を依頼し、原告は、本件機械装置の検収日を同月27日とする検収書を作成し、A社にも本件検収書を交付したものである。

これらの事実経過に照らせば、A社から原告への機械装置の引渡しが行われたのは、検収日である同日であると認められ、原告が本件機械装置を「取得」したのは、早くとも機械装置の引渡しが行われた平成25年5月27日であり、本件事業年度終了時である同年3月31日において、本件機械装置を「取得」していないといわざるを得ない。

III. 「機械及び装置」が「器具及び備品」か/工場等で使用されている冷蔵庫等

平30.3.14 大阪地裁 (棄却) Z888-2206

1. 事案の概要

本件は、原告が、製造工場及び店舗に併設された工房で食品製造に使用している冷蔵庫、冷凍庫、保管庫等について、法人税法施行令13条7号の「器具及び備品」に該当するとして減価償却費を計算して確定申告をしたところ、神戸税務署長から、各資産はいずれも同条3号の「機械及び装置」に該当するとして、法人税等の更正処分等を受けた事案です。

2. 大阪地裁の判断

(1) 法令解釈

「機械及び装置」とは、製品の生産・製造又は役務の提供を目的として、1つの機器が単体で、又は2つ以上の機器が有機的に結合することにより1

つの設備を構成する有形資産をいうものと解するのが相当である。そして、資産の生み出す収益に応じてその取得金額を費用化するという減価償却資産制度の趣旨からすれば、その資産が製品の生産・製造又は役務の提供を目的として、1つの機器が単体で、又は2つ以上の機器が有機的に結合することにより1つの設備を構成するものか否かについては、その資産の用途、機能、実際の設置使用状況等に基づいて判断するのが相当である(通常は「器具及び備品」に当たるとされる資産も、一定の設置使用状況等の下では「機械及び装置」に当たるともあり得ることになる)。

(2) 本件への当てはめ

前提事実及び証拠等によれば、①本件各機器は、それぞれ工程の一部を分担し、ある機器による作業成果を前提に次の工程を担当する機器による作業が行われており、これらの機器による作業成果を前提として、反復的継続的な製造工程が実施されていること、②各製造場における各機器の設置状況は、各機器が互いに近接した場所に、製造工程に沿った作業が効率的に可能となるよう配置されていることが認められる。

以上の事実によれば、本件各機器は、当該資産の使用状況等に照らし、各製造場において、有機的に結合し一体となって反復的継続的に製造しているものといえることができるから、製造を目的として有機的に結合することにより1つの設備を構成しているといふべきであり、「機械及び装置」に該当すると認められる。

IV. 電気通信事業法等における「線路設備」該当性/携帯電話通信に使用される鉄塔等

平31.1.18 東京地裁 (却下、棄却) Z888-2225

1. 事案の概要

本件は、大手電気通信事業者である原告が、携帯電話通信の用に供する鉄

塔、鉄柱及び鉄筋コンクリート柱の耐用年数を21年として減価償却費を計算し、これを損金の額に算入して、平成21年3月期から平成25年3月期までの法人税等の確定申告等をしたところ、処分行政庁から、耐用年数の適用に誤りがあるとして、法人税等の更正処分等を受けた事案です。

2. 東京地裁の判断

本件各鉄塔等は、原告の携帯電話通信の基地局において、携帯電話通信の電波を送受信するためのアンテナを高所で支持するために設置された鉄塔等であり、アンテナと無線通信用の送受信機等とを結ぶ同軸ケーブル(給電線)を固定しているものと認められる。そうすると、同軸ケーブルは、基地局の内部においてアンテナと送受信機等を繋いでいるものによらず、電気通信事業法等における「線路設備」には該当しないといふべきである。したがって、同軸ケーブルを固定するところの本件各鉄塔等も、電気通信事業法等における「線路設備」には該当せず、耐用年数省令別表第1が定める「その他の線路設備」にも該当しないといふべきである。

本件各鉄塔等のうち、鉄塔又は鉄柱であるものは、構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」、細目「鉄塔及び鉄柱」「その他のもの」に該当し、その耐用年数は40年であり、鉄筋コンクリート柱であるものは、構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」、細目「鉄筋コンクリート柱」に該当し、その耐用年数は42年である。

V. おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「減価償却資産」です。

最新の判決等を検索したい場合には、「判決・裁決の検索条件」の「裁判の判決の日付」をご利用ください。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか?

しっかりと
対応しましょう!

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 伶

消費税のことなら
税務に強い
MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応

MJSLINK Plus Galileopt
ACELINK NX-CE

* [MJSLINK NX-Plus 販売大特] [Galileopt NX-Plus 販売大特] [ACELINK NX-CE 販売] は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

● 記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。